

## 令和8年第5回教育委員会定例会 会議録

1 開催日時 令和8年5月26日(火) 午後1時30分～午後2時

2 開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

3 出席者

【教育長】 児島 靖

【委員】 竹田 卓弘

【委員】 浅井 敦臣

【委員】 向 文緒

【委員】 河合 香吏

【事務局】 教育部長	森本 邦博
いきがい創生部長	冲中 浩
教育総務課長	宮寄 英介
同 主幹	片寄 孝治
同 課長補佐	大塚 美登子
同 主査	砂田 恭平
学校教育課課長補佐	鷹見 恭平
同 課長補佐	山崎 俊介
同新たな学校づくり推進室長	梶田 傑
学校給食課長	寺尾 泰英
文化財課長	勝 千恵
野外教育センター所長	神戸 明子
同 主幹	坂野 年伸
いきがい推進課長補佐	若杉 尚代
図書館長	松田 健作

4 議 題

- (1) 春日井市図書館管理規則の一部を改正する規則について
- (2) 教育委員会事務局等人事異動について

5 報 告

- (1) 令和8年度教育に関する事務の点検及び評価について

## 6 議事概要

教育長

本日の傍聴者は1名。

教育長

春日井市教育委員会会議規則第6条第2項の規定により、会議録署名人は、竹田委員を指定。

教育長  
(報告事項)

中学校の野外学習が4月下旬より始まっている。今年度はアジア競技大会・アジアパラ競技大会の関係で9月、10月に観光バスの予約が難しかったため、1校を除いて1学期に実施している。小学校では先週、北城小学校から自然の家での野外学習が始まった。

5月11日には、文部科学省の視察が高森台中学校・出川小学校であった。1人1台端末を活用した授業を参観してもらい、その後意見交換会を行った。研究推進校の公開校内授業研究会は、5月21日の勝川小学校からスタートし、6月26日の出川小学校まで、市内8校が行う。また、6月からはICT教育の取組を市内・県内に広げるために、市内・県内の先生方限定の授業公開を、出川小学校・高森台中学校・藤山台小学校・中央台小学校・藤山台中学校で計8回行う。

4月29日から5月6日まで、都市緑化植物園及び少年自然の家を会場に「第16回緑と花のフェスティバル」を開催した。今年は、5月3日から5日までをメインイベント期間として、集中的にイベントを開催した。来場者数は、約28,000人で、瑞々しい新緑や華やかに整備された花壇を眺めたり、ステージイベントに参加したりするなど多くの方々が楽しんでいただいていた。また、今年の3月に来園者数が、開園から11,111,111人を達成したことを記念し、「1(イチ)」の積み重ねを「軸(ジク)」として、これからも愛される都市緑化植物園をめざし「イチジク」の木を2本植樹した。

5月10日には、「第28回内津文化財祭」を、新緑の青もみじあふれる内々神社で開催した。当日は好天に恵まれ、延べ500名の方に参加してもらった。開会式に続き、毎年恒例の無形民俗文化財「棒の手」の披露、そして今年度は、「音乃五条」さんによる篠笛とギターによる演奏を行った。多くの方が「三十六歌仙額」の公開、社殿庭園・すみれ塚のガイドに参加した。

今年度も、夏に小学生の男鹿市交流学習を実施する。今年度は、学校番号の奇数の学校の19名が参加し、8月3日から5日までの2

泊3日の日程で行う。男鹿市からは、10月の春日井まつりにあわせての訪問を予定している。

今年度の学校訪問は、5月21日の味美小学校から始まった。委員の皆様には、今年度も午前中2時間の授業を観ていただく。

教育長 「議題(2) 教育委員会事務局等人事異動について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きを適用して非公開とすること及び審議の順序を入れ替えることを提案。

教育長 議題(2)について、採決の結果、全員一致で「非公開」とし、「審議の順序を参考資料説明後にする」ことを決定。

教育長 1 議題

(1) 春日井市図書館管理規則の一部を改正する規則について

図書館長 資料に基づき「春日井市図書館管理規則の一部を改正する規則について」について説明。

この議題は、複写申込書(第1号様式)、図書貸出申込書(第2号様式)及び利用者カード(第3号様式)について様式を変更するものである。

改正理由は、複写申込書、図書貸出申込書及び利用者カードについて、申込方法の適切な管理及び効率的な図書館運営を行うには、規定を整備する必要があるためである。改正内容は、それぞれの様式の表記を改めるものである。施行日は公布の日からとなる。

4ページからは改正後の様式となっている。

春日井市図書館管理規則第7条「図書等の複写」の申出者が提出する複写申込書について改正する点は、住所欄の春日井市等を削除し、全体の書式を整えるものである。

7ページから21ページまでは現在の春日井市図書館管理規則である。従前の様式は17ページにあるため、比較してもらいとわかりやすいと思われる。

5ページの春日井市図書館管理規則第9条「利用者カードの交付等」の図書貸出申込書について改正する点は、勤務先及び在学校の記入欄等を削除するものである。従前の様式については18ページのとおりである。

6ページの春日井市図書館管理規則第9条「利用者カードの交付等」で交付する利用者カードについて改正する点は、「春日井市図書館」の表記部分である。従前の様式については、19ページのとおりである。なお、本改正において事務の変更等はない。

向委員

5ページの第2号様式で「勤務先所在地又は学校名」を削除するというのは、利用者コードによって、申込者が市内の在住者なのか、市内の事業所に所属している人なのかを分別できるため、図書貸出申込書においては不要という意味か。

図書館長

図書貸出申込書は、図書館の利用者カードを作る際に記入してもらうもので、勤務先所在地又は学校名を書いてもらい、学校や勤務先に電話で在学や在勤していることを確認している。しかし、個人情報取扱が厳しく回答してもらえないことが多いため、職員証や社員証、校章などを提示してもらえれば、様式に「勤務先所在地又は学校名」を記載する必要はないと考え、改正することとした。

向委員

10ページの8条において、図書等を館外に借り出して利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとなっているが、例えば多治見市の方が、春日井市に勤務していて、春日井市の図書館カードを使用する場合、住所だけでは該当者にならないため、在勤者であることを確認しないといけないが、その確認をしたことはどこでわかるようになっているのか。

図書館長

例えば春日井市役所の職員が、多治見市に住んでいる場合は、申し込みの際に、職員証を提示してもらう。

向委員

職員証の提示で確認したことが、図書貸出申込書のどこで記録されるのか。

図書館長

職員証などで確認した情報を記録してしまうと情報が残ってしまうので、確認したことは図書貸出申込書に記録しないようにしているが、確認は職員2人で行うようにしている。

向委員

職員が2人で確認したという記録は残した方がよいと思うが、ど

	<p>こにも記録されないのか。</p>
図書館長	<p>図書貸出申込書の下部にチェック欄を設け、誰が受付したかわかるように受付者の氏名が記入できるようにする予定である。</p>
向委員	<p>図書貸出申込書の区分欄のことか。登録種別欄のことか。</p>
図書館長	<p>区分欄は在住や在勤、在学、県内を記入している。 記入者氏名や保護者氏名の下に誰が確認したか、職員の氏名を記入する予定である。そのため、どの職員が対応したかは後から確認することができる。</p>
向委員	<p>区分欄が白紙であるため、確認方法がわかりにくい。区分欄に在住や在勤、在学が記入されるということがわかるようになっているとわかりやすかった。</p>
浅井委員	<p>転職して勤務先が変わる場合もあると思うが、定期的に確認しているのか。</p>
図書館長	<p>一度作成したら永久的に使用できるものではなく、更新の際に再度確認を行う。</p>
浅井委員	<p>更新はどのタイミングで行うのか。</p>
図書館長	<p>5年に1度行っている。</p>
浅井委員	<p>5年間は勤務先が変わっていても借りられるということか。</p>
図書館長	<p>そのとおりであるが、勤務先が春日井市であることが借りに来る理由だと考えられるため、勤務先が変われば自然と借りに来なくなることが多い。2年、3年貸出実績がない方もいる。</p>
教育長	<p>採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。</p>
教育長	<p>2 報告事項</p>

教育総務課長

(1) 令和8年度教育に関する事務の点検及び評価について

資料に基づき、「令和8年度教育に関する事務の点検及び評価について」について説明。

教育に関する事務の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関して学識経験を有する方の知見の活用を図って点検及び評価を行う。その結果に関する報告書を作成し、議会に提出すること及び公表することとされている。本市の教育委員会においても、教育委員会の会議や、教育委員会委員の活動を初め、第6次春日井市総合計画に基づき、春日井市教育委員会事務局の教育総務課、学校教育課、学校給食課、文化財課、野外教育センター並びにいきがい創生部いきがい推進課及び図書館が実施する事務事業について、点検及び評価を実施し、学識経験者からの意見をいただいた上で、報告書として取りまとめ、議会への報告及び公表を行っている。

令和8年度に意見をいただく学識経験者は、昨年度と同様、愛知教育大学名誉教授で修文大学短期大学部の中野靖彦教授と、中部大学現代教育学部の三島浩路教授の2人をお願いしている。また日程については、6月9日火曜日に第1回事務点検評価の会議を行い、対象事務事業について、教育委員会事務局が作成した事務事業点検評価シートを用いて説明した上で、学識経験者から意見をいただくこととしている。次に7月10日金曜日に開催する第2回事務点検評価の会議では、学識経験者からのご意見を付した教育に関する事務の点検及び評価報告書の案を作成し、事務局より説明及び報告をする。次に7月17日金曜日に開催される教育委員会定例会において、事務点検評価の会議で学識経験者から了承いただいた教育に関する事務の点検及び評価報告書案の説明及び報告をする。委員の皆様からの意見及び了承を得た後に、8月中旬に開催予定の市議会福祉教育委員会において報告を行い、市ホームページで公表する予定である。令和8年度事務点検評価の対象事業として、34の事業を掲載している。昨年度と同じく34事業となっている。

○参考資料について

向委員	施設整備計画について、ホルムズ海峡の閉鎖の影響などで心配なことはあるか。
教育総務課長	現時点では、受注予定業者等から物資が入らないなどの話は聞いていないため、予定どおり進めることを考えている。
教育長	3 議題（非公開） (2) 教育委員会事務局等人事異動について

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和8年6月12日

教育長 児島 靖

署名人 竹田 卓弘